新旧対照表（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例 | 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例 |
| 第１条（略）  **（虐待の防止に係る経過措置）**  **第２条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）第３条第３項及び第３９条の２（新居宅サービス等条例第４１条の３、第４６条、第５８条、第６２条、第７８条、第８８条、第９７条、第１１２条、第１１４条、第１３４条、第１４５条、第１６７条（新居宅サービス等条例第１８０条において準用する場合を含む。）、第１８０条の３、第１８７条、第２０３条（新居宅サービス等条例第２１５条において準用する場合を含む。）、第２３６条、第２４７条、第２６２条、第２６４条及び第２７５条において準用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第３条第５項及び第２９条の２（新指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、第４条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第３条第３項及び第４０条の２（新地域密着型サービス条例第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、第５条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第３条第３項及び第５４条の１０の２（新介護予防サービス等条例第６２条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条（新介護予防サービス等条例第１５９条において準用する場合を含む。）、第１６４条の３、第１７１条、第１８１条（新介護予防サービス等条例第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２３４条、第２４８条、第２５３条及び第２６２条において準用する場合を含む。）、第６条の規定による改正後の千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第３条第５項及び第２８条の２（新指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、第７条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第３条第３項及び第３７条の２（新地域密着型介護予防サービス条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）、第８条の規定による改正後の千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第２条第４項及び第３０条、第９条の規定による改正後の千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第２条第４項、第３９条の２（新指定介護老人福祉施設条例第５３条において準用する場合を含む。）及び第４３条第３項、第１０条の規定による改正後の千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第２条第４項、第３９条の２（新介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）及び第４３条第３項、第１１条の規定による改正後の千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第２条第５項（新特別養護老人ホーム条例第４８条において準用する場合を含む。）、第３１条の２（新特別養護老人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）及び第３３条第３項（新特別養護老人ホーム条例第５２条において準用する場合を含む。）、第１２条の規定による改正後の千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第２条第４項、第３３条の２（新軽費老人ホーム条例附則第１０条において準用する場合を含む。）及び附則第３条第４項並びに第１３条の規定による改正後の千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第２条第４項、第４０条の２（新介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）及び第４４条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第２９条（新居宅サービス等条例第４１条の３及び第４６条において準用する場合を含む。）、第５６条（新居宅サービス等条例第６２条において準用する場合を含む。）、第７６条、第８６条、第９５条、第１０６条（新居宅サービス等条例第１１４条及び第１３４条において準用する場合を含む。）、第１４２条、第１６３条（新居宅サービス等条例第１８０条の３及び第１８７条において準用する場合を含む。）、第１７７条、第２００条、第２１２条、第２３１条、第２４４条及び第２５６条（新居宅サービス等条例第２６４条及び第２７５条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第２０条（新指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第３１条、第５５条、第５９条の１２（新地域密着型サービス条例第５９条の２０の３において準用する場合を含む。）、第５９条の３４、第７３条、第１００条（新地域密着型サービス条例第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２２条、第１４５条、第１６８条及び第１８６条、新介護予防サービス等条例第５４条（新介護予防サービス等条例第６２条において準用する場合を含む。）、第７２条、第８２条、第９１条、第１２０条、第１３８条（新介護予防サービス等条例第１６４条の３及び第１７１条において準用する場合を含む。）、第１５６条、第１７８条、第１９３条、第２１２条、第２３１条及び第２４２条（新介護予防サービス等条例第２５３条及び第２６２条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第１９条（新指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第２７条、第５７条及び第８０条、新養護老人ホーム条例第７条、新指定介護老人福祉施設条例第２７条及び第５０条、新介護老人保健施設条例第２８条及び第５０条、新特別養護老人ホーム条例第７条（新特別養護老人ホーム条例第４８条において準用する場合を含む。）及び第３４条（新特別養護老人ホーム条例第５２条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第７条（新軽費老人ホーム条例附則第１０条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第２９条及び第５１条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。**  **（業務継続計画の策定等に係る経過措置）**  **第３条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新居宅サービス等条例第３１条の２（新居宅サービス等条例第４１条の３、第４６条、第５８条、第６２条、第７８条、第８８条、第９７条、第１１２条、第１１４条、第１３４条、第１４５条、第１６７条（新居宅サービス等条例第１８０条において準用する場合を含む。）、第１８０条の３、第１８７条、第２０３条（新居宅サービス等条例第２１５条において準用する場合を含む。）、第２３６条、第２４７条、第２６２条、第２６４条及び第２７５条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第２１条の２（新指定居宅介護支援等条例第３２条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第３２条の２（新地域密着型サービス条例第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第５４条の２の２（新介護予防サービス等条例第６２条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条（新介護予防サービス等条例第１５９条において準用する場合を含む。）、第１６４条の３、第１７１条、第１８１条（新介護予防サービス等条例第１９６条において準用する場合を含む。）、第２１７条、第２３４条、第２４８条、第２５３条及び第２６２条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第２０条の２（新指定介護予防支援等条例第３４条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第２８条の２（新地域密着型介護予防サービス条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム条例第２３条の２、新指定介護老人福祉施設条例第２８条の２（新指定介護老人福祉施設条例第５３条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第２９条の２（新介護老人保健施設条例第５３条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム条例第２４条の２（新特別養護老人ホーム条例第４２条、第４８条及び第５２条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第２４条の２（新軽費老人ホーム条例附則第１０条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第３０条の２（新介護医療院条例第５４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。** | 第１条（略）  **（虐待の防止に係る経過措置）**  **第２条　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）第３条第３項（新居宅サービス等条例第９０条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第３９条の２（新居宅サービス等条例第９７条において準用する場合に限る。）並びに第５条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第３条第３項（新介護予防サービス等条例第８８条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第５４条の１０の２（新介護予防サービス等条例第９３条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第９５条及び新介護予防サービス等条例第９１条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。**  **（業務継続計画の策定等に係る経過措置）**  **第３条　この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間、新居宅サービス等条例第３１条の２（新居宅サービス等条例第９７条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等条例第５４条の２の２（新介護予防サービス等条例第９３条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。** |
| 第４条～第７条（略） | 第４条～第７条（略） |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。